

功績をたたえて



**国民健康保険関係功労者
厚生労働大臣表彰**
藤原 幸男さん (65)
(備中町布賀)

国民健康保険運営協議会委員として、21年にわたり、被保険者代表委員として、幅広い見識で多くの貴重な提言を行い、国民健康保険事業の安定と円滑な運営推進に尽力しました。



**救急医療功労者
厚生労働大臣表彰**
戸田 俊介さん (66)
(南町)

早くから救急告示医療機関において、救急医療に従事し、現在勤務する高梁中央病院では、医療資源の乏しい過疎地のなか、地域診療所と協力し、休日夜間の救急医療体制の確立に貢献しました。



**統計功績者
総務大臣表彰**
西井 孝子さん (73)
(落合町近似)

長年の間、総務省所管の統計調査員として従事し、特に平成25年に実施した住宅土地統計調査において、調査への使命感を認識し、業務内容が優れた内容であったことが認められ表彰されました。



**厚生労働統計功労者
厚生労働大臣表彰**
米山 あや子さん (66)
(有漢町上有漢)

厚生労働省所管の統計調査員として従事し、特に平成25年に実施した毎月勤労統計調査において、その業務内容が優れた内容であり、統計行政の推進に貢献したことが認められ表彰されました。



**公益社団法人
母子保健推進会議会長表彰**
辻良子さん (79)
(東町)

平成10年に愛育委員に就任。高梁北愛育委員会会長、高梁市愛育委員会連合会副会長・備北保健所高梁愛育委員会副会長を歴任し、リーダーとしての会の発展や愛育委員同士の連携に尽力しました。

激励金を交付します

- ▼ 県予選、中国大会等地区予選、国内大会予選、選考会を経て全国大会に出場し、次の要件に該当する人やチームが対象。
 - ▼ 市内に住所がある人
 - ▼ 市内の学校、企業等で単独チームとして大会に出場するチーム
 - ▼ 市内に住所がある人で市内外の学校、クラブチーム等へ所属している人
 - ▼ 市内に住所がある人で国民体育大会の要項に記載される監督、コーチ
 - ▼ その他市長が特別に対象とみなす人
- ※事前申請が原則です。
- 問い合わせ スポーツ振興課 ☎21・0425

定住対策課からのお知らせ

バレンタインカップリングパーティーの参加者を募集します

結婚したい気持ちはあるけれど、なかなか理想の相手と巡り会えない、また巡り会う機会がないという独身の人を対象に、婚活イベントを開催します。すてきな出会いを見つけてみませんか？



- 【日 時】 2月8日(日) 午後2時～午後6時
- 【場 所】 No c c a倉敷店 (倉敷市：天満屋倉敷店6階)
- 【参加条件】 25歳～45歳くらいまでの独身男女
※男女ともに居住地制限はありません。(学生不可)
- 【参加費】 男性：3500円、女性：2500円 ※アルコールの提供があります
- 【募集定員】 男女各25人 (申し込み多数の場合は抽選)
- 【募集期限】 平成27年1月22日(木)
- 【その他】 男性限定で希望する人に自分に似合う服装をアドバイスするトータルコーディネートサービスを行います。
(開催日：平成27年2月1日(日))
- 【申し込み】 バレンタインカップリングパーティ事務局
(㈱チアーズ) ☎086-484-0020

■ 問い合わせ 定住対策課定住推進係 ☎21-0282

◆ 在宅医療連携拠点事業通信 ◆ 第11回

旅立つときの思いやり ～遺言のススメ～ ■ 問い合わせ 保険課連携推進係 ☎21-0304

今回は、司法書士の林 忠治先生に、「遺言」についてお話を伺ってきました。「遺言」とは、自分が亡くなった後の財産を、誰にどのように継承するのか、その分配の方法等を作成しておくことで、相続のトラブルを防止するという目的があります。しかし、遺言の普及率は低く、遺言の書き方について知られていないことが原因の1つとなっています。そこで今回は、「遺言の種類」について代表的な二つの方式を説明していただきました。

まず、自筆で遺言の全文を作成する「自筆証書遺言」です。遺言の内容と日付および氏名を書き、押印して作成するため、いつでも作成することができ、費用を抑えられるメリットがあります。しかし、形式の不備や内容の不明確などからトラブルになったり、偽造、紛失などが起こる可能性が高く、家庭裁判所の検認が必要なため、かえって手間がかかることなどのデメリットがあります。

次に、公証人の作成する公正証書によって作成する「公正証書遺言」があります。公証人が法律の専門家であるため確実な方法であり、原本が公証役場に保管され、偽造、紛失などが起こる恐れがないというメリットがあります。しかし、2人以上の証人が必要で、また自筆証書と比べると煩雑であり、費用がかかるといったデメリットがあります。

いずれにしても遺言書は、すべて自分の思い通りに作成できるわけではなく、「遺留分」という残された家族が最低限度相続できるという制度があるため、司法書士などの専門家に相談しながら作成するのが安心だということがわかりました。「遺言」は「資産家にしか関係ない」と思っていたのですが、林先生にお話を伺って、生きてきた証を伝えることなのだと感じました。残された家族や身の回りの人を大切に思っていればこそ、遺言を作成してみませんか。

今回は、成年後見人制度についてのお話です。
【インタビュー】 吉備国際大学学生調査隊の巨勢 翔さん、横山夏希さん(社会福祉学科3年)

